

9 世田谷区

【概要】

- ・ 世田谷区都市整備方針において、区が目標とする将来都市像として「安全で快適な暮らしをともにつくる都市 世田谷」を掲げ、そのまちの姿の具体像のひとつとして「安全で、災害に強く復元力のあるまち」を挙げている。
- ・ 世田谷区都市整備方針の分野別方針のひとつである防災街づくり基本方針において、基本理念として「震災が起きても区民の生命と財産が守られ、住み続けられるまち」を定めている。
- ・ 「敷地面積の最低限度」については、区全域において、平成16年6月から低層住居専用地域、平成31年4月から第一種・第二種低層住居専用地域を除く住居系用途地域及び準工業地域において、導入している。
- ・ 多面的機能を持つ生産緑地については、都市の安定的な農地の維持保全を図るため、継続的に特定生産緑地の指定を推進する。

【実施中】

種別	No.	区域	内容	名称
防火	A	世田谷区各地内	新防火区域	—
	B	太子堂二・三丁目地区	耐火建築物、新防火区域相当の構造 (地区街づくり計画)	太子堂二・三丁目地区地区街づくり計画
	C	旭小学校周辺地区	新防火区域相当の構造 (地区街づくり計画)	旭小学校周辺地区地区街づくり計画
	D	若林三・四丁目地区	耐火建築物、準耐火建築物、外壁及び軒裏を防火構造とする建築物 (防災街区整備地区計画)	若林三・四丁目地区防災街区整備地区計画
	E	世田谷区役所周辺地区	耐火建築物、準耐火建築物、外壁及び軒裏を防火構造とする建築物 (防災街区整備地区計画)	世田谷区役所周辺地区防災街区整備地区計画
	F	明大前駅周辺地区	耐火建築物、準耐火建築物 (努力規定) (地区街づくり計画)	明大前駅周辺地区地区街づくり計画
	G	上北沢駅周辺地区	耐火建築物 (努力規定) (地区街づくり計画)	上北沢駅周辺地区地区街づくり計画
	H	芦花公園駅周辺地区	耐火建築物、準耐火建築物 (地区街づくり計画)	芦花公園駅周辺地区地区街づくり計画
	I	太子堂四丁目地区	新防火区域相当の構造 (地区街づくり計画)	太子堂四丁目地区地区街づくり計画
	J	若林一丁目地区	新防火区域相当の構造 (地区街づくり計画)	若林一丁目地区地区街づくり計画
	K	桜上水駅周辺地区	耐火建築物、準耐火建築物 (努力規定) (地区街づくり計画)	桜上水駅周辺地区地区街づくり計画
	L	代田橋駅周辺地区	耐火建築物、準耐火建築物 (努力規定) (地区街づくり計画)	代田橋駅周辺地区地区街づくり計画
	M	世田谷区国士舘大学一帯Ⅰ地区	耐火建築物等、準耐火建築物等 (特定防災街区整備地区)	特定防災街区整備地区 (世田谷区国士舘大学一帯Ⅰ地区)
	N	世田谷区国士舘大学一帯Ⅱ地区	耐火建築物等、準耐火建築物等 (特定防災街区整備地区)	特定防災街区整備地区 (世田谷区国士舘大学一帯Ⅱ地区)

種別	No.	区域	内容	名称
防火	Q	池尻四丁目・三宿二丁目地区	新防火区域相当の構造 (努力規定) (地区街づくり計画)	池尻四丁目・三宿二丁目地区地区街づくり計画
	P	下高井戸駅周辺地区	耐火建築物、準耐火建築物 (努力規定) (地区街づくり計画)	下高井戸駅周辺地区地区街づくり計画
	Q	区役所周辺地区	耐火建築物、準耐火建築物、外壁及び軒裏を防火構造とする建築物 (地区街づくり計画)	区役所周辺地区地区街づくり計画
	R	豪徳寺駅周辺地区	新防火区域相当の構造 (努力規定) (地区街づくり計画)	豪徳寺駅周辺地区地区街づくり計画
	S	世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区	耐火建築物等、準耐火建築物等 (努力規定) (地区街づくり計画)	世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区街づくり計画
	T	世田谷区西部地域上祖師谷・給田地区	耐火建築物等、準耐火建築物等 (努力規定) (地区街づくり計画)	世田谷区西部地域上祖師谷・給田地区地区街づくり計画
	U	太子堂五丁目・若林二丁目地区	新防火区域相当の構造(努力規定) (地区街づくり計画)	太子堂五丁目・若林二丁目地区地区街づくり計画
最低敷地	1	上祖師谷四丁目地区	敷地面積の最低限度 150 m ² (地区計画)	上祖師谷四丁目地区地区計画
	2	上馬二丁目地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	上馬二丁目地区地区計画
	3	奥沢二・五丁目北地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	奥沢二・五丁目北地区地区計画
	4	田直地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	田直地区地区計画
	5	太子堂二・三丁目地区	敷地面積の最低限度 60 m ² (地区計画) 敷地面積の最低限度 60 m ² (地区街づくり計画)	太子堂二・三丁目地区地区計画 太子堂二・三丁目地区地区地区街づくり計画
	6	打越地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	打越地区地区計画
	7	北沢三・四丁目地区	敷地面積の最低限度 40 m ² 、60 m ² 、80 m ² (地区計画)	北沢三・四丁目地区地区計画
	8	三軒茶屋二丁目地区	敷地面積の最低限度 800 m ² (地区計画)	三軒茶屋二丁目地区地区計画
	9	北烏山三丁目地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	北烏山三丁目地区地区計画
	10	喜多見南部地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	喜多見南部地区地区計画
	11	世田谷西部地域北烏山北部地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	世田谷西部地域北烏山北部地区地区計画
	12	世田谷西部地域北烏山・給田地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	世田谷西部地域北烏山・給田地区地区計画
	13	世田谷西部地域北烏山南部地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	世田谷西部地域北烏山南部地区地区計画
	14	世田谷西部地域北烏山東部地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	世田谷西部地域北烏山東部地区地区計画
	15	世田谷西部地域上北沢地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	世田谷西部地域上北沢地区地区計画
	16	世田谷西部地域上祖師谷・給田地区	敷地面積の最低限度 100 m ² 、125 m ² (地区計画)	世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区計画
	17	世田谷西部地域粕谷・南烏山地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	世田谷西部地域粕谷・南烏山地区地区計画

種別	No.	区域	内容	名称
	18	世田谷西部地域上北沢・桜上水・八幡山地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	世田谷西部地域上北沢・桜上水・八幡山地区地区計画
最低敷地	19	世田谷西部地域成城地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	世田谷西部地域成城地区地区計画
	20	世田谷西部地域祖師谷地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	世田谷西部地域祖師谷地区地区計画
	21	世田谷西部地域千歳台地区	敷地面積の最低限度 100 m ² 、150 m ² (地区計画)	世田谷西部地域千歳台地区地区計画
	22	世田谷西部地域喜多見北部地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	世田谷西部地域喜多見北部地区地区計画
	23	世田谷西部地域喜多見・成城地区	敷地面積の最低限度 100 m ² 、200 m ² (地区計画)	世田谷西部地域喜多見・成城地区地区計画
	24	世田谷西部地域喜多見地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	世田谷西部地域喜多見地区地区計画
	25	世田谷西部地域大蔵・喜多見地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	世田谷西部地域大蔵・喜多見地区地区計画
	26	世田谷西部地域宇奈根地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	世田谷西部地域宇奈根地区地区計画
	27	世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区計画
	28	鎌田前耕地地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	鎌田前耕地地区地区計画
	29	宇奈根西部地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	宇奈根西部地区地区計画
	30	砧五丁目地区	敷地面積の最低限度 80 m ² 、100 m ² (地区計画)	砧五丁目地区地区計画
	31	宇奈根東部地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	宇奈根東部地区地区計画
	32	玉川田園調布一・二丁目地区	敷地面積の最低限度 130 m ² 、160 m ² (地区計画)	玉川田園調布一・二丁目地区地区計画
	33	二子玉川東地区	敷地面積の最低限度 1,000 m ² (地区計画)	二子玉川東地区再開発地区計画
	34	芦花公園駅南口地区	敷地面積の最低限度 150 m ² (地区計画)	芦花公園駅南口地区地区計画
	35	千歳台六丁目地区	敷地面積の最低限度 80 m ² (地区計画)	千歳台六丁目地区地区計画
	36	三宿一丁目地区	敷地面積の最低限度 60 m ² (地区計画)	三宿一丁目地区地区計画
	37	成城八丁目地区	敷地面積の最低限度 100 m ² 、125 m ² (地区計画)	成城八丁目地区地区計画
	38	下北沢駅周辺地区	敷地面積の最低限度 40 m ² 、50 m ² 、60 m ² (地区計画)	下北沢駅周辺地区地区計画
	39	大蔵地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	大蔵地区地区計画
	40	世田谷二丁目千種住宅地区	敷地面積の最低限度 70 m ² (地区計画)	世田谷二丁目千種住宅地区地区計画

種別	No.	区域	内容	名称
	41	経堂駅東地区	敷地面積の最低限度 70 m ² 、80 m ² 、90 m ² (地区計画)	経堂駅東地区地区計画
最低敷地	42	旭小学校周辺地区	敷地面積の最低限度 70 m ² (地区計画)	旭小学校周辺地区地区計画
	43	鎌田一丁目地区	敷地面積の最低限度 20,000 m ² (地区計画)	鎌田一丁目地区地区計画
	44	千歳通り北部沿道地区	敷地面積の最低限度 80 m ² (地区計画)	千歳通り北部沿道地区地区計画
	45	都営下馬アパート周辺地区	敷地面積の最低限度 70 m ² (地区計画)	都営下馬アパート周辺地区地区計画
	46	大蔵三丁目地区	敷地面積の最低限度 500 m ² (地区計画)	大蔵三丁目地区地区計画
	47	上用賀四丁目地区	敷地面積の最低限度 80 m ² (地区計画)	上用賀四丁目地区地区計画
	48	八幡山三丁目地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	八幡山三丁目地区地区計画
	49	補助 52 号線沿道若林・梅丘・豪徳寺・宮坂地区	敷地面積の最低限度 70 m ² (地区計画)	補助 52 号線沿道若林・梅丘・豪徳寺・宮坂地区地区計画
	50	祖師ヶ谷大蔵駅南周辺地区	敷地面積の最低限度 70 m ² 、200 m ² (地区計画)	祖師ヶ谷大蔵駅南周辺地区地区計画
	51	千歳烏山駅周辺地区	敷地面積の最低限度 60 m ² (地区計画)	千歳烏山駅周辺地区地区計画
	52	北沢五丁目・大原一丁目地区	敷地面積の最低限度 60 m ² 、80 m ² (防災街区整備地区計画)	北沢五丁目・大原一丁目地区防災街区整備地区計画
	53	若林三・四丁目地区	敷地面積の最低限度 50 m ² 、100 m ² (防災街区整備地区計画)	若林三・四丁目地区防災街区整備地区計画
	54	世田谷区役所周辺地区	敷地面積の最低限度 50 m ² 、70 m ² (防災街区整備地区計画)	世田谷区役所周辺地区防災街区整備地区計画
	55	池尻三丁目西地区	敷地面積の最低限度 70 m ² (地区街づくり計画)	池尻三丁目西地区地区街づくり計画
	56	明大前駅周辺地区	敷地面積の最低限度 70 m ² (地区街づくり計画)	明大前駅周辺地区地区街づくり計画
	57	成城地区	敷地面積の最低限度 125 m ² 、250 m ² (地区街づくり地区計画)	成城地区地区街づくり計画
	58	北烏山九丁目地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区街づくり地区計画)	北烏山九丁目地区地区街づくり計画
	59	上北沢駅周辺地区	敷地面積の最低限度 120 m ² (地区街づくり計画)	上北沢駅周辺地区地区街づくり計画
	60	芦花公園駅周辺地区	敷地面積の最低限度 70 m ² (地区街づくり計画)	芦花公園駅周辺地区地区街づくり計画
	61	太子堂四丁目地区	敷地面積の最低限度 60 m ² (地区街づくり計画)	太子堂四丁目地区地区街づくり計画
	62	若林一丁目地区	敷地面積の最低限度 60 m ² (地区街づくり計画)	若林一丁目地区地区街づくり計画
	63	桜上水駅周辺地区	敷地面積の最低限度 70 m ² 、80 m ² (地区街づくり計画)	桜上水駅周辺地区地区街づくり計画
	64	代田橋駅周辺地区	敷地面積の最低限度 70 m ² (地区街づくり計画)	代田橋駅周辺地区地区街づくり計画

種別	No.	区域	内容	名称
	65	区役所周辺地区	敷地面積の最低限度 50 m ² 、70 m ² 、100 m ² (地区街づくり計画)	区役所周辺地区地区街づくり計画
	66	世田谷区国士館大学一帯Ⅰ地区	敷地面積の最低限度 50 m ² 、70 m ² (特定防災街区整備地区)	特定防災街区整備地区 (世田谷区国士館大学一帯Ⅰ地区)
最低敷地	67	世田谷区国士館大学一帯Ⅱ地区	敷地面積の最低限度 50 m ² 、100 m ² (特定防災街区整備地区)	特定防災街区整備地区 (世田谷区国士館大学一帯Ⅱ地区)
	68	建蔽率40%の住居系用途地域	敷地面積の最低限度100 m ² (用途地域)	—
	69	建蔽率50%の住居系用途地域	敷地面積の最低限度80 m ² (用途地域)	—
	70	建蔽率60%の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域	敷地面積の最低限度70 m ² (用途地域)	—
	71	建蔽率60%の第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域のうち、環状7号線西側(外側)	敷地面積の最低限度70 m ² (用途地域)	—
	72	建蔽率60%の第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域のうち、環状7号線東側(内側)	敷地面積の最低限度60 m ² (用途地域)	—
	73	全域 (商業系用途地域、工業地域、工業専用地域を除く)	敷地面積の最低限度 70 m ² 、80 m ² 、100 m ²	世田谷区都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例

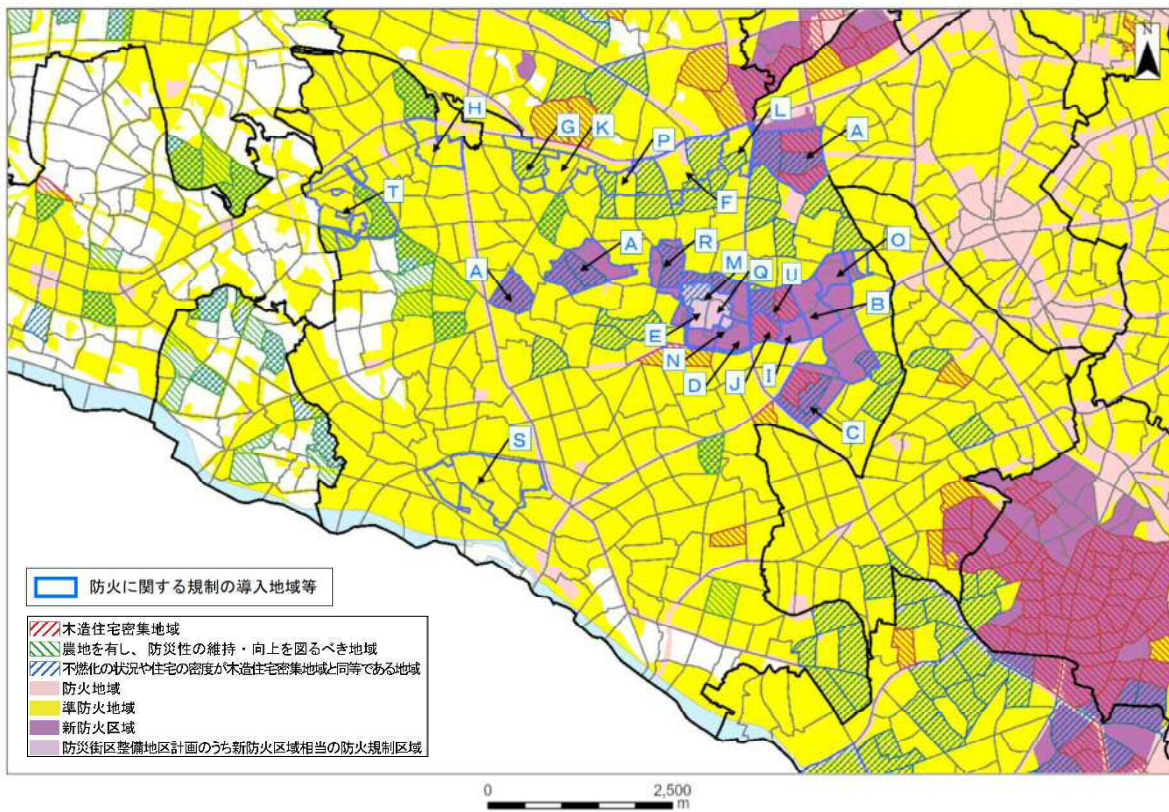
【予定】

種別	No.	区域	内容	名称
—	—	該当なし	—	—

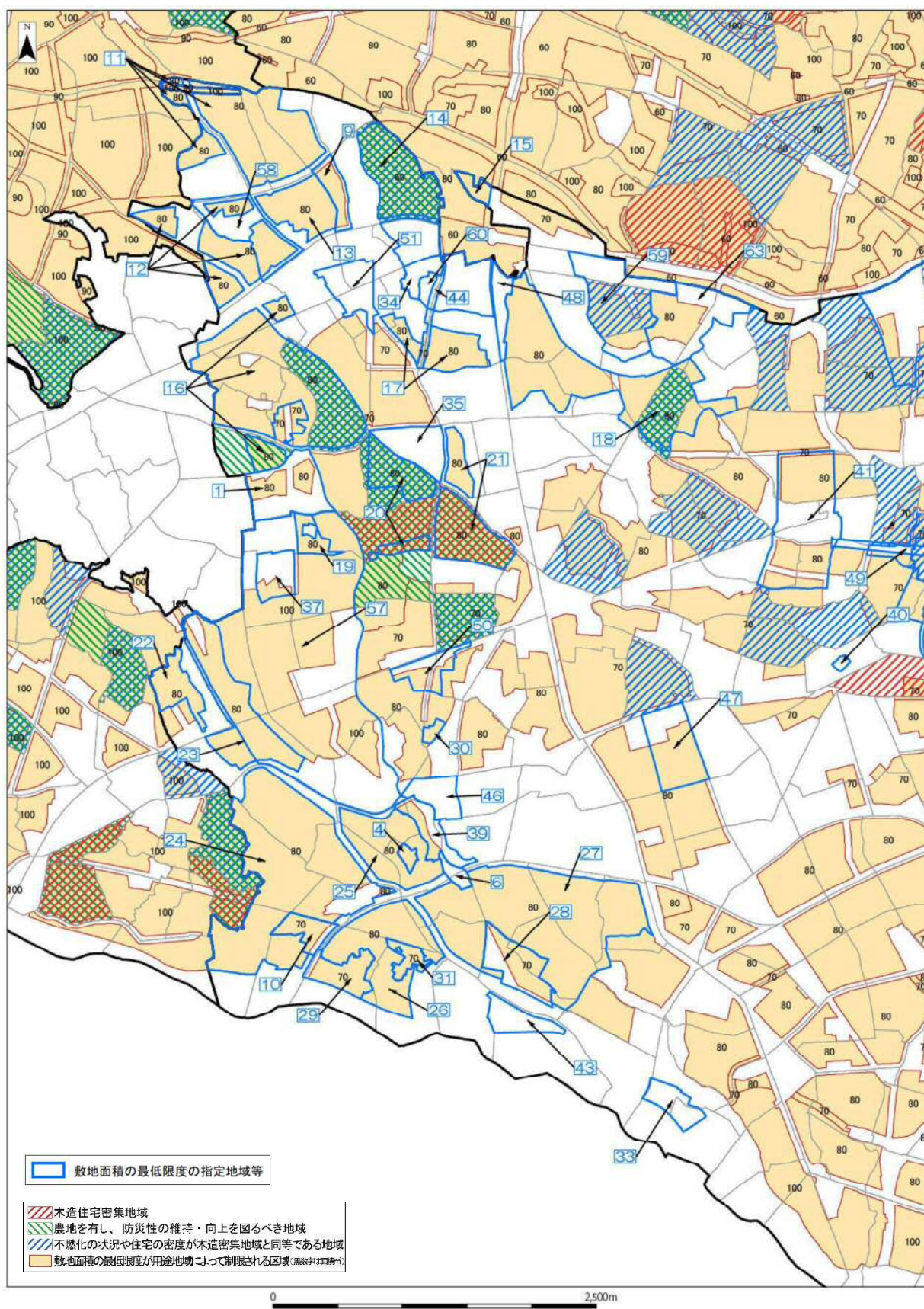
【調査・検討】

種別	No.	区域	内容	名称
—	—	該当なし	—	—

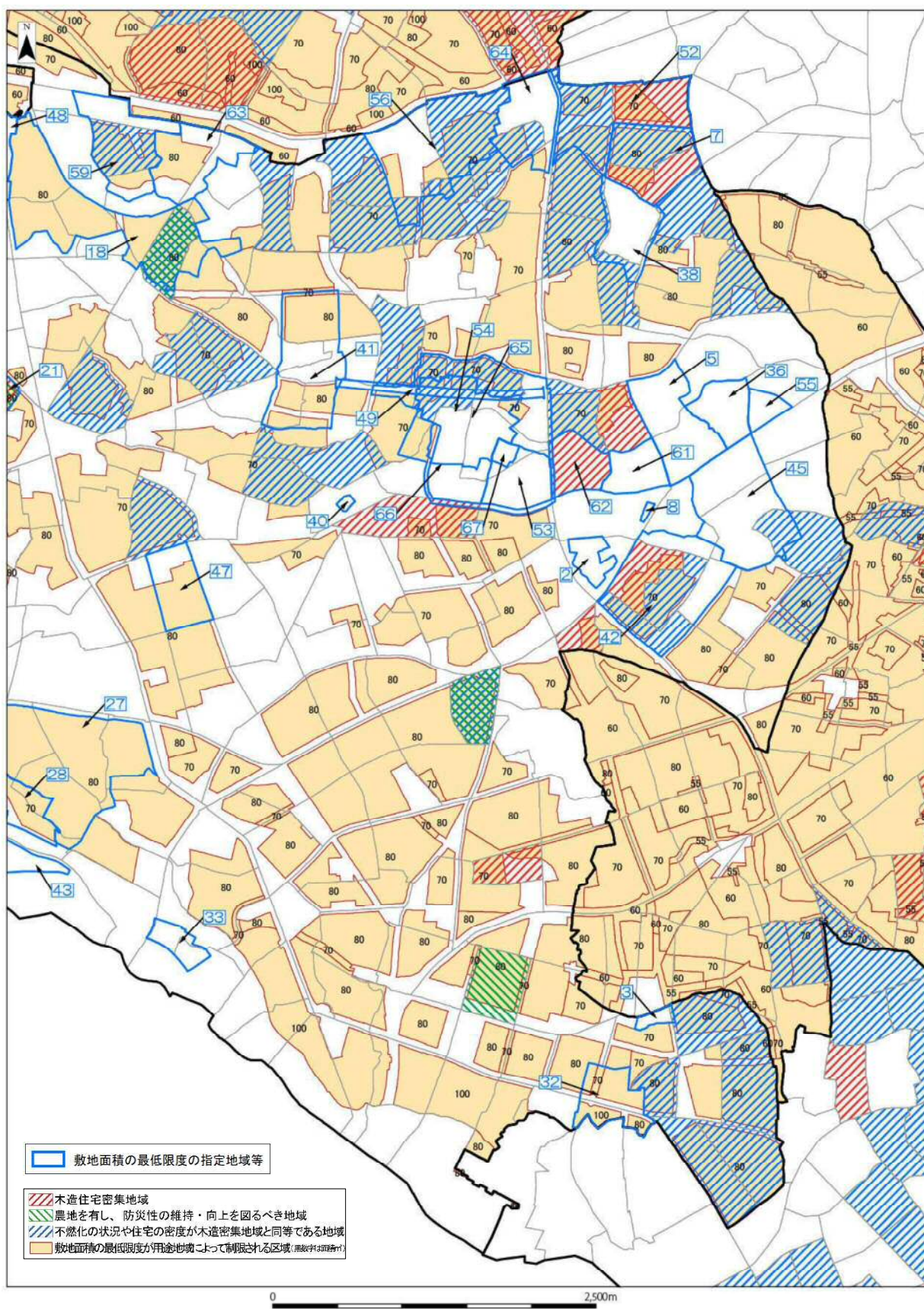
防火に関する規制の導入地域等



敷地面積の最低限度の指定地域等（世田谷区西部）



敷地面積の最低限度の指定地域等（世田谷区東部）



10 渋谷区

【概要】

- ・ 渋谷区まちづくりマスタープランにおいて、燃えない、倒れない、震災に強い安全なまち、「にげないですむまち」の実現を目指している。
- ・ 適切かつ合理的な土地利用を進めるために建築物の敷地面積の最低限度を定めることにより、良好な住環境を保全すると共に安全で快適な生活環境及び渋谷らしい都市空間の形成を進めている。
- ・ 木造住宅密集地域では、特に積極的に敷地面積の最低限度に係る取組や市街地状況に応じた防火規制に取り組んでいる。
- ・ 特に、不燃化特区の指定を受けた本町二丁目～六丁目地区は、老朽木造建築物の建替えと狭あい道路拡幅へ向けた取組みとともに、公園・広場等の用地を確保し、地域の延焼遮断機能の強化を図っている。

【実施中】

種別	No.	区域	内容	名称
防火	A	渋谷区各地内	新防火区域	—
	B	本町二丁目（一部）	防災街区整備地区計画のうち新防火区域相当の規制地区	本町二・四・五・六丁目地区防災街区整備地区計画
最低敷地	①	本町二・四・五・六丁目地区	敷地面積の最低限度 60 m ² （防災街区整備地区計画）	本町二・四・五・六丁目地区防災街区整備地区計画
	②	笹塚一丁目東地区	敷地面積の最低限度 80 m ² （地区計画）	笹塚一丁目東地区地区計画
	③	富ヶ谷二丁目地区	敷地面積の最低限度 120 m ² 、200 m ² 、500 m ² （地区計画）	富ヶ谷二丁目地区地区計画
		富ヶ谷二丁目	敷地面積の最低限度 120 m ² （土地利用調整条例）	土地利用調整条例
	④	渋谷駅地区	敷地面積の最低限度 3,000 m ² （地区計画）	渋谷駅地区地区計画
	⑤	代官山地区	敷地面積の最低限度 200 m ² （地区計画）	代官山地区地区計画
	⑥	渋谷駅東口地区	敷地面積の最低限度 100 m ² （地区計画）	渋谷駅東口地区地区計画
	⑦	神宮前一・三・四丁目地区	敷地面積の最低限度 70 m ² 、80 m ² （地区計画）	神宮前一・三・四丁目地区地区計画
	⑧	広尾五丁目地区	敷地面積の最低限度 100 m ² （地区計画）	広尾五丁目地区地区計画
	⑨	初台一・二丁目	敷地面積の最低限度 130 m ² （土地利用調整条例）	土地利用調整条例
	⑩	西原一丁目 元代々木町	敷地面積の最低限度 170 m ² （土地利用調整条例）	土地利用調整条例
	⑪	西原二丁目 1～22 番、西原三丁目 25～32、34～39 番	敷地面積の最低限度 130 m ² （土地利用調整条例）	土地利用調整条例
	⑫	西原二丁目 43～47 番、西原三丁目 14、15、40～49 番 大山町 19～23、28、33～46 番	敷地面積の最低限度 200 m ² （土地利用調整条例）	土地利用調整条例
⑬	上原三丁目 大山町 1～9、11～17 番	敷地面積の最低限度 150 m ² （土地利用調整条例）	土地利用調整条例	

種別	No.	区域	内容	名称
最低敷地	14	上原二丁目	敷地面積の最低限度 180 m ² (土地利用調整条例)	土地利用調整条例
	15	富ヶ谷一丁目	敷地面積の最低限度 140 m ² (土地利用調整条例)	土地利用調整条例
	16	松濤一・二丁目、神山町	敷地面積の最低限度 200 m ² (土地利用調整条例)	土地利用調整条例
	17	東二・四丁目	敷地面積の最低限度 110 m ² (土地利用調整条例)	土地利用調整条例
	18	広尾二・三丁目	敷地面積の最低限度 180 m ² (土地利用調整条例)	土地利用調整条例
	19	恵比寿三丁目	敷地面積の最低限度 120 m ² (土地利用調整条例)	土地利用調整条例
	20	笹塚三丁目	敷地面積の最低限度 80 m ² (土地利用調整条例)	土地利用調整条例
	21	新宿駅直近地区	敷地面積の最低限度 2,000 m ² (地区計画)	新宿駅直近地区地区計画
	22	神南一丁目北地区	敷地面積の最低限度 50 m ² (地区計画)	神南一丁目北地区地区計画

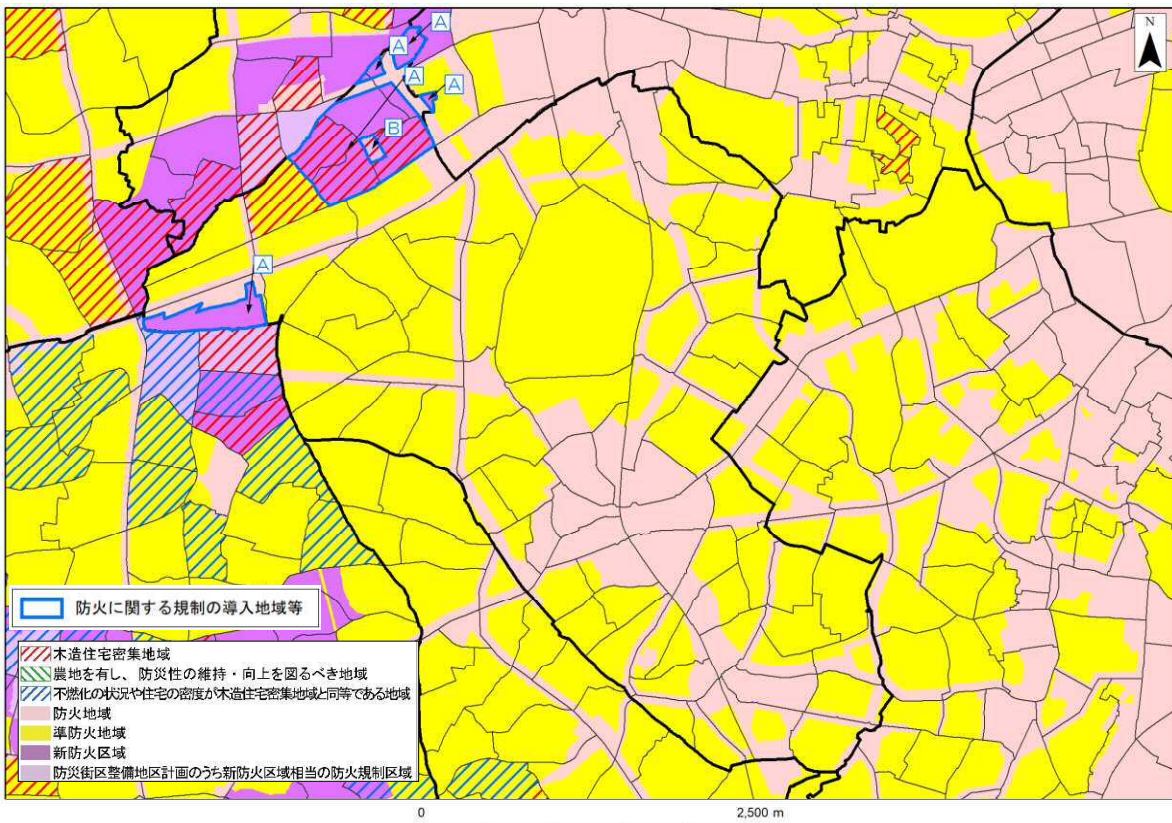
【予定】

種別	No.	区域	内容	名称
-	-	該当なし	-	-

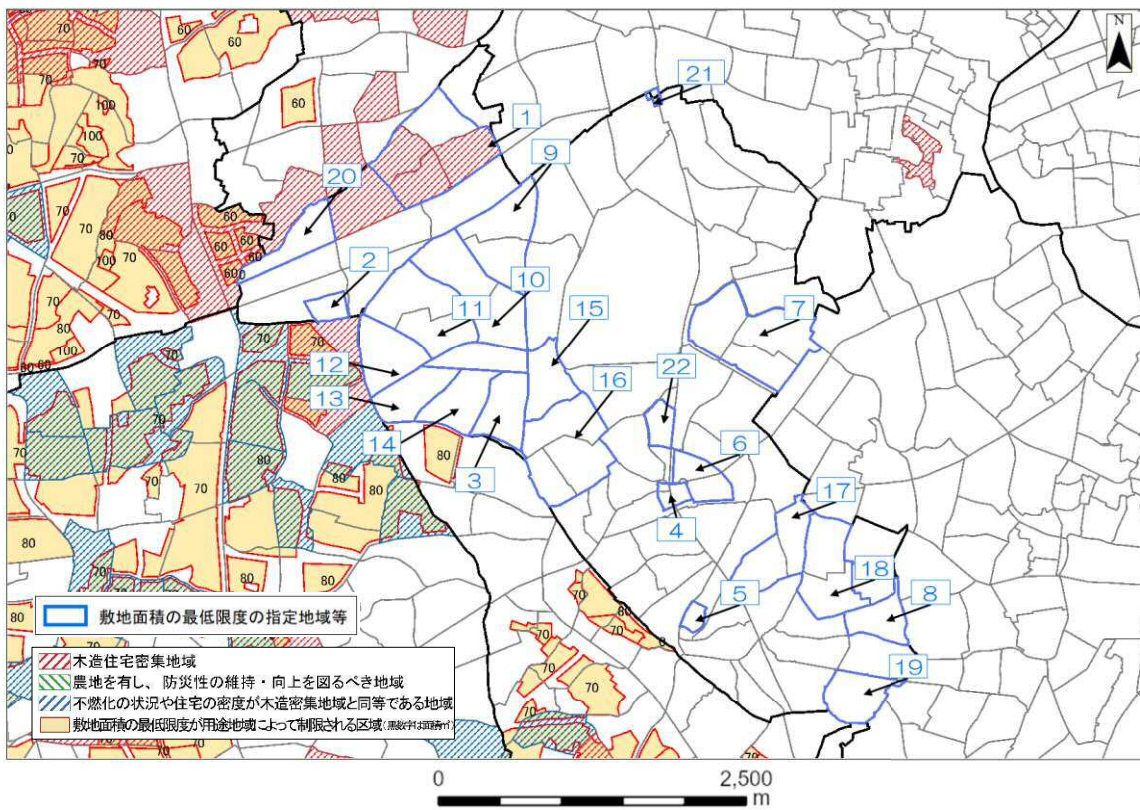
【調査・検討】

種別	No.	区域	内容	名称
-	-	該当なし	-	-

防火に関する規制の導入地域等



敷地面積の最低限度の指定地域等



第9章 木造住宅密集地域等における安全な市街地の形成

11 中野区

【概要】

- ・ 中野区都市計画マスタープランの「都市づくりの基本方針」において、自然災害の不安なく、暮らし、活動できる都市づくりをテーマとして定め、施策の方針として掲げた地震災害に強いまちづくりを推進している。
- ・ 区内全域を対象とした、地震時に発生する火災等の危険性が高い地域については、新防火規制の導入を検討し、市街地の不燃化を促進する。
- ・ 木造住宅密集地域や地震時における危険性の高い地域を対象として、安全で良好な住環境の確保に向けた地区計画等を検討する。

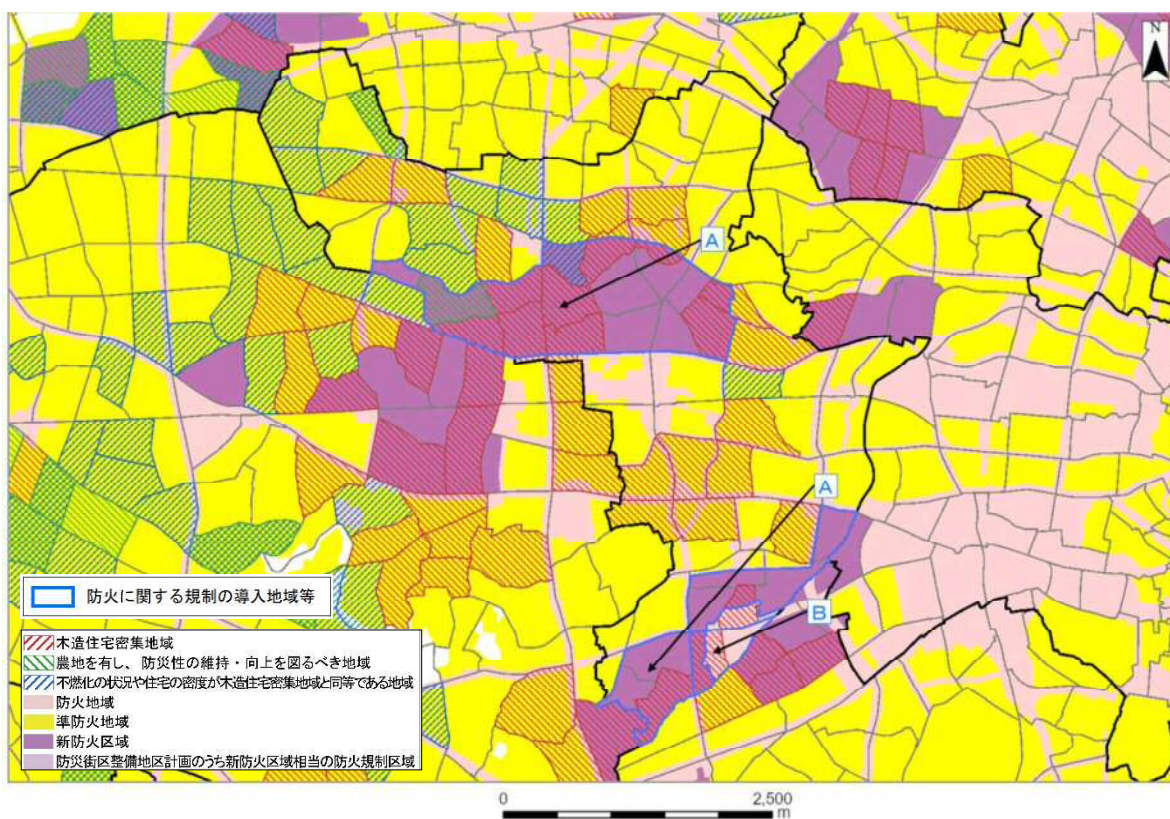
【実施中】

種別	No.	区域	内容	名称
防火	A	中野区各地内	新防火区域	—
	B	南台一・二丁目	防災街区整備地区計画のうち新防火区域相当の規制地区	南台一・二丁目地区防災街区整備地区計画
最低敷地	1	中野四丁目	敷地面積の最低限度 0.3～1.5ha (地区計画)	中野四丁目地区地区計画
	2	中野駅南口	敷地面積の最低限度 60㎡、1,000㎡ (地区計画)	中野駅南口地区地区計画
	3	中野駅西口	敷地面積の最低限度 60㎡、1,000㎡ (地区計画)	中野駅西口地区地区計画
	4	囲町	敷地面積の最低限度 1,000㎡ (地区計画)	囲町地区地区計画
	5	大和町中央通り沿道	敷地面積の最低限度 60㎡ (地区計画)	大和町中央通り沿道地区地区計画
	6	区画街路第4号線沿道	敷地面積の最低限度 60㎡ (地区計画)	沼袋区画街路第4号線沿道地区地区計画
	7	平和の森公園周辺	敷地面積の最低限度 60㎡ (地区計画)	平和の森公園周辺地区地区計画
	8	南台一・二丁目	敷地面積の最低限度 60㎡ (地区計画)	南台一・二丁目地区防災街区整備地区計画
	9	南台四丁目	敷地面積の最低限度 60㎡ (地区計画)	南台四丁目地区地区計画
	10	第1種低層住宅専用地域で、 建蔽率40%の地域	敷地面積の最低限度 85㎡ (用途地域)	—
	11	第1種低層住宅専用地域で、 建蔽率50%の地域	敷地面積の最低限度 70㎡ (用途地域)	—
	12	建蔽率60%の住居系地域のうち、 容積率300%の第1種中高層住宅専用地域を除く地域	敷地面積の最低限度 60㎡ (用途地域)	—
	13	弥生町三丁目周辺	敷地面積の最低限度 60㎡ (地区計画)	弥生町三丁目周辺地区地区計画
	14	上高田四丁目17番～19番地区	敷地面積の最低限度 5,000㎡ (地区計画)	上高田四丁目17番～19番地区地区計画

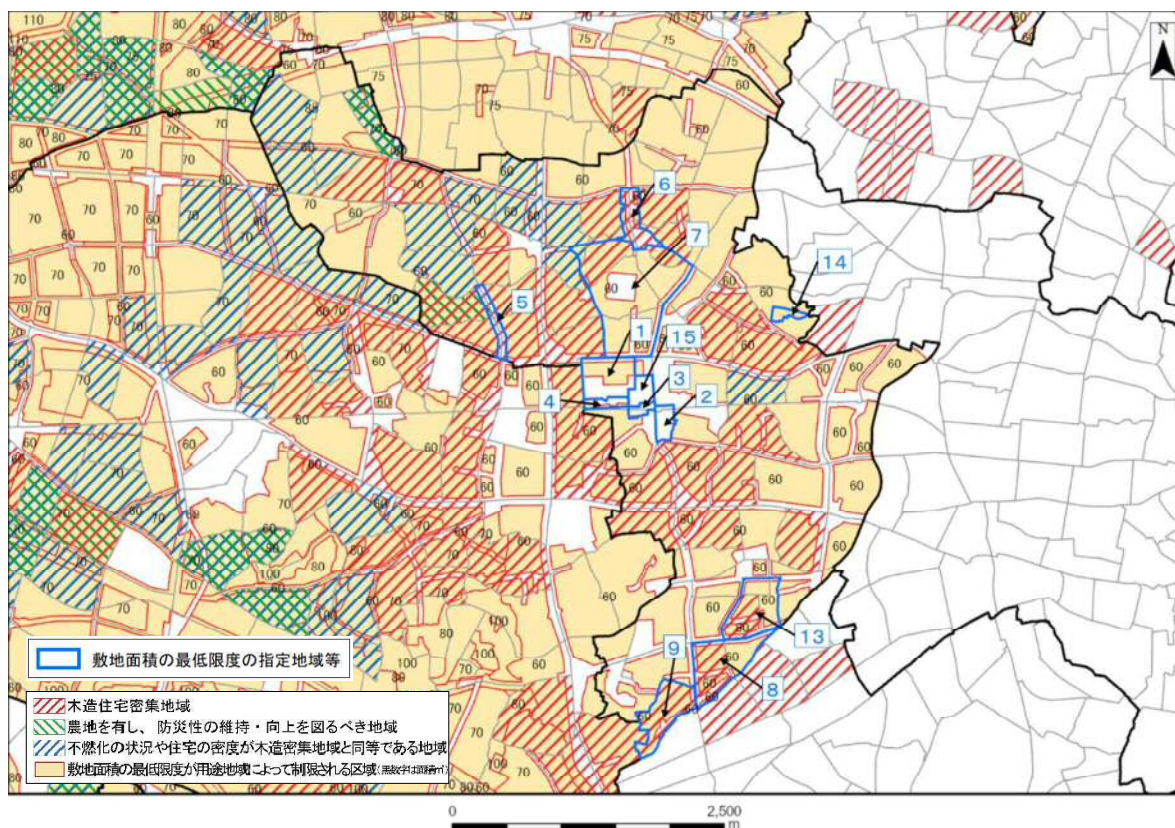
【予定】

種別	No.	区域	内容	名称
最低敷地	15	中野四丁目新北口	敷地面積の最低限度 1000 m ² (地区計画)	中野四丁目新北口地区地区計画
防火	C	沼袋一(一部)・三・三(一部)・四丁目、上高田一・三(一部)丁目、若宮一～三丁目、中野一丁目、中央四丁目、本町二・四・六丁目	新防火区域	-

防火に関する規制の導入地域等



敷地面積の最低限度の指定地域等



12 杉並区

【概要】

- ・ 杉並区総合計画・実行計画に基づき、「強くしなやかな防災・減災まちづくり」を進めている。
- ・ 区全域を対象に、用途地域による敷地面積の最低限度の設定、狭あい道路の拡幅整備や緑化の推進を図り、みどり豊かで質の高い住環境の保全・育成を図る。
- ・ 木造住宅密集地域を中心とした大規模災害時に延焼被害の拡大が懸念される地域については、不燃化の促進を図るため、地域の特性に応じて新防火区域の指定や地区計画の策定、密集事業の導入等により防災性の向上を図る。
- ・ 屋敷林・農地といった民有地のみどりについては、杉並区緑地保全方針に基づき、維持保全の取り組みを図る。

【実施中】

種別	No.	区域	内容	名称
防火	A	杉並区各地内	新防火区域	—
最低敷地	1	蚕糸試験場跡地周辺地区	敷地面積の最低限度 60 m ² (地区計画)	蚕糸試験場跡地周辺地区地区計画
	2	気象研究所跡地周辺地区	敷地面積の最低限度 60 m ² (地区計画)	気象研究所跡地周辺地区地区計画
	3	宮前二丁目地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	宮前二丁目地区地区計画
	4	大田黒公園周辺地区	敷地面積の最低限度 150 m ² 、100 m ² (地区計画)	大田黒公園周辺地区地区計画
	5	高井戸東一丁目地区	敷地面積の最低限度 150 m ² 、1000 m ² (地区計画)	高井戸東一丁目地区地区計画
	6	荻窪三丁目地区	敷地面積の最低限度 1,000 m ² (地区計画)	荻窪三丁目地区地区計画
	7	成田東四丁目地区	敷地面積の最低限度 1,000 m ² (地区計画)	成田東四丁目地区地区計画
	8	宮前三丁目地区	敷地面積の最低限度 1,000 m ² (地区計画)	宮前三丁目地区地区計画
	9	玉川上水・放射 5 号線周辺地区	敷地面積の最低限度 100 m ² 、120 m ² 、1,000 m ² (地区計画)	玉川上水・放射 5 号線周辺地区地区計画
	10	阿佐ヶ谷駅北東地区	敷地面積の最低限度 60 m ² 、1,000 m ² (地区計画)	阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画
	11	第一種低層住居専用地域かつ 建蔽率 30%	敷地面積の最低限度 100 m ² (用途地域)	—
	12	第一種低層住居専用地域かつ 建蔽率 40% (一部第一種中高層住居専用 地域かつ建蔽率 50%)	敷地面積の最低限度 80 m ² (用途地域)	—
	13	第一種中高層住居専用地域や 第一種低層住居専用地域かつ 建蔽率 50% (一部第一種中高層住居専用 地域かつ建蔽率 60%)	敷地面積の最低限度 70 m ² (用途地域)	—

種別	No.	区域	内容	名称
最低敷地	14	第一種低層住居専用地域以外の住居系用途地域や準工業地域及び準工業地域（特別工業地区）かつ建蔽率 60%	敷地面積の最低限度 60 m ² （用途地域）	-

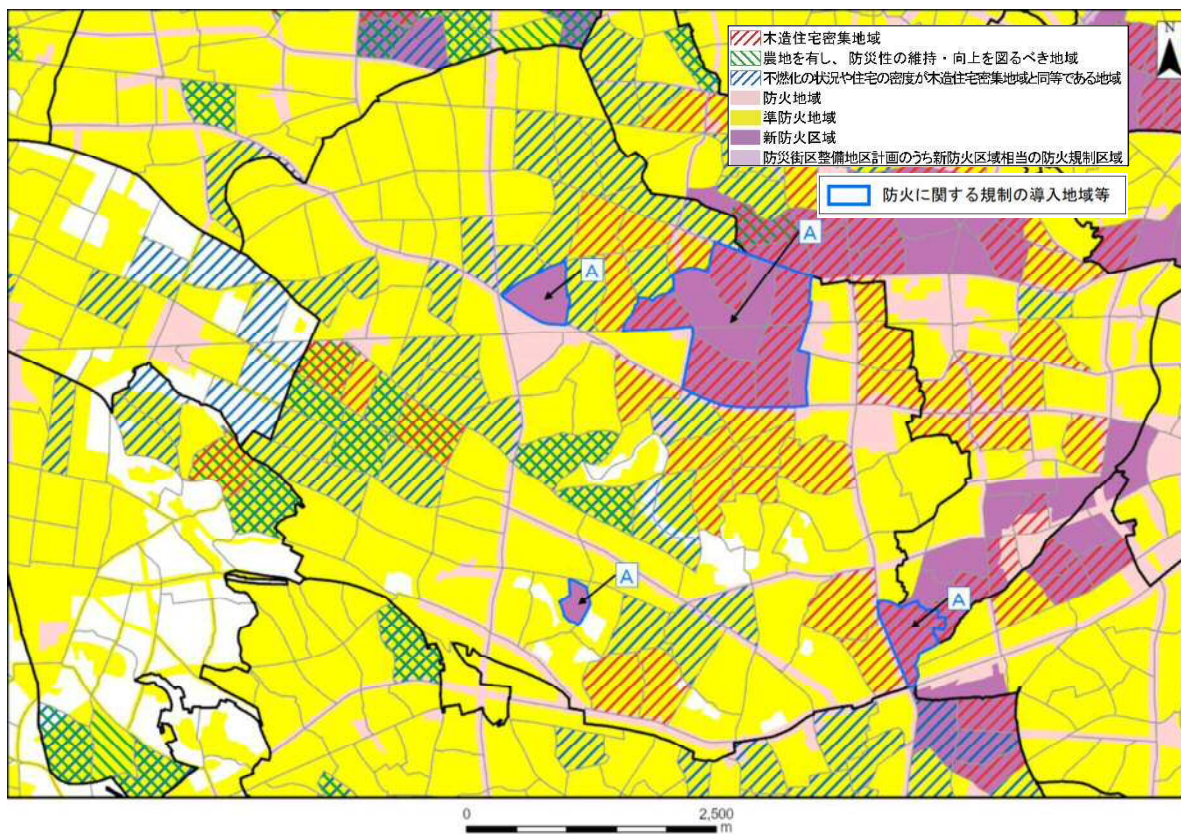
【予定】

種別	No.	区域	内容	名称
-	-	該当なし	-	-

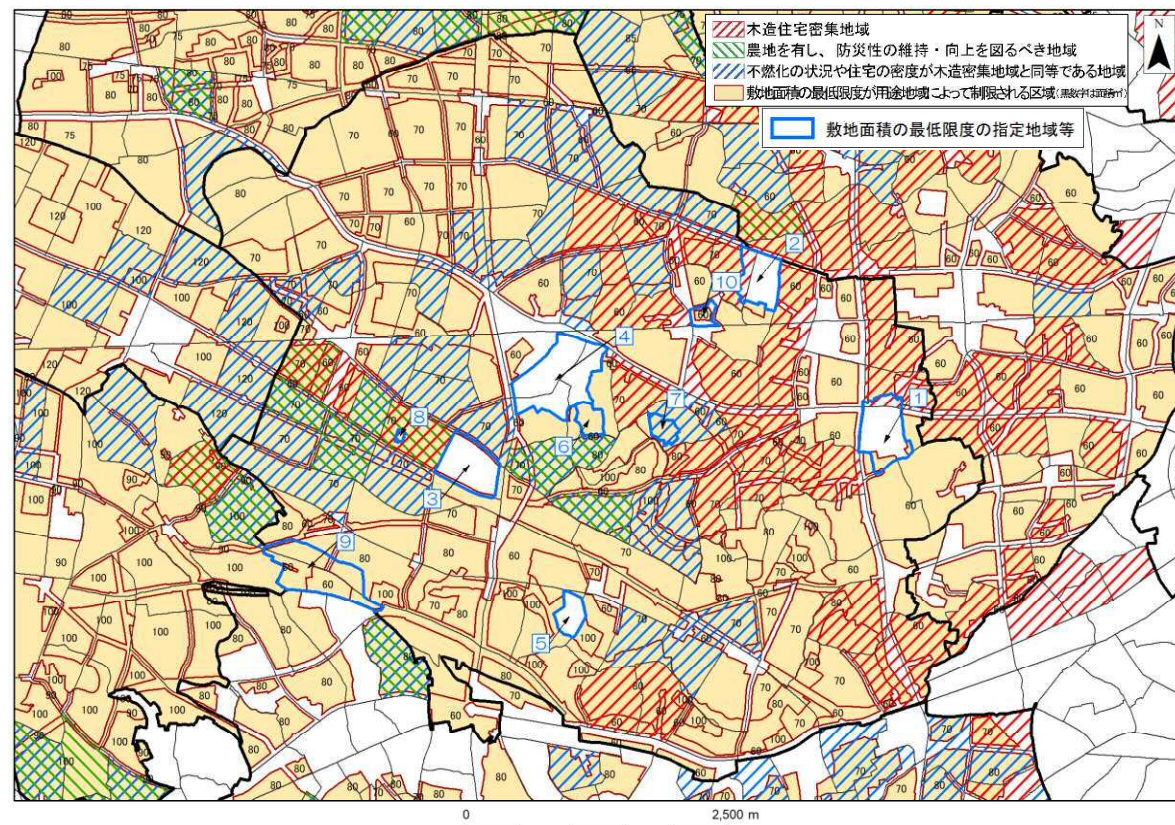
【調査・検討】

種別	No.	区域	内容	名称
防火	B	全域	規制導入や不燃化促進のための建替え支援など	-

防火に関する規制の導入地域等



敷地面積の最低限度の指定地域等



13 豊島区

【概要】

- ・ 10. 南長崎・長崎・落合地域、11.東池袋・大塚地域、12.池袋西・池袋北・滝野川地域、15.西ヶ原・巣鴨地域において、不燃化特区、木造住宅密集地域整備事業等、既指定の規制誘導を継続実施とともに不燃化建替えを促進し、防災性と住環境の向上を目指す。

【実施中】

種別	No.	区域	内容	名称
防火	A	豊島区各地内	新防火区域	-
最低敷地	①	池袋本町地区	敷地面積の最低限度 65 m ² (地区計画)	池袋本町地区地区計画
	②	上池袋二・三・四丁目地区	敷地面積の最低限度 65 m ² (地区計画)	上池袋二・三・四丁目地区地区計画
	③	池袋本町三丁目 20・21 番南地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (特定防災街区整備地区)	特定防災街区整備地区 (池袋本町三丁目 20・21 番南地区)
	④	補助 172 号線沿道長崎地区	敷地面積の最低限度 65 m ² (地区計画)	補助 172 号線沿道長崎地区地区計画
	⑤	補助 26 号線沿道地区	敷地面積の最低限度 65 m ² (特定防災街区整備地区)	特定防災街区整備地区 (補助 26 号線沿道地区)
	⑥	補助 81 号線沿道地区	敷地面積の最低限度 65 m ² (地区計画)	補助 81 号線沿道地区地区計画
	⑦	東池袋四・五丁目地区	敷地面積の最低限度 65 m ² (地区計画)	東池袋四・五丁目地区地区計画
	⑧	池袋駅東口 D 地区	敷地面積の最低限度 100 m ² 、200 m ² (地区計画)	池袋駅東口 D 地区地区計画
	⑨	南池袋二・四丁目地区	敷地面積の最低限度 65 m ² (地区計画)	南池袋二・四丁目地区地区計画
	⑩	環状 5 の 1 号線周辺地区	敷地面積の最低限度 65 m ² (地区計画)	環状 5 の 1 号線周辺地区地区計画

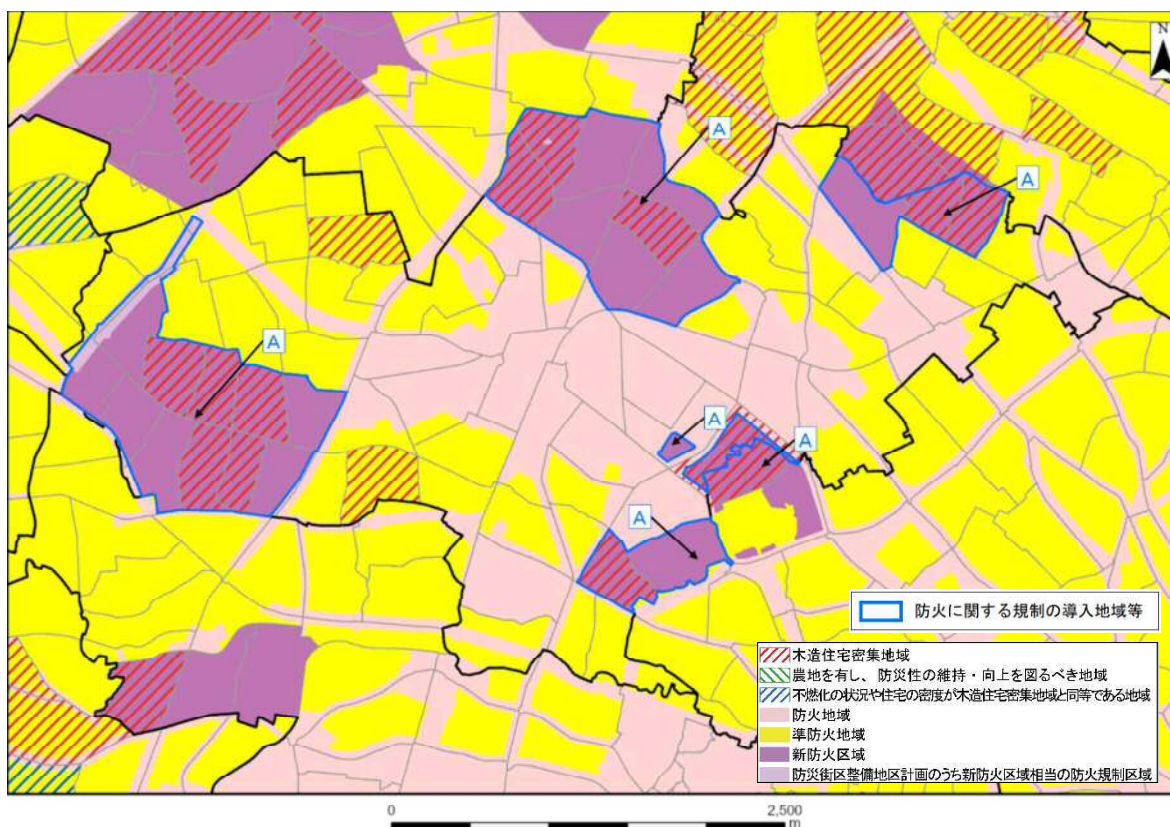
【予定】

種別	No.	区域	内容	名称
-	-	該当なし	-	-

【調査・検討】

種別	No.	区域	内容	名称
-	-	該当なし	-	-

防火に関する規制の導入地域等



敷地面積の最低限度の指定地域等

